

## 令和5年度第3回光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月14日(木) 13時30分～14時30分
- 2 場 所 あいぱーく光 いきいきホール
- 3 議 題 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)について
- 4 出席者 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員 13名
- 5 配布資料 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿  
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱  
光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)

### 6 議事録

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 議事

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)について

#### ●事務局

※資料に沿って説明

#### ●会長

事務局から計画案について説明がありましたが、この説明について、ご意見やご質問等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。

#### ●委員

46ページ、「ケアプランデータ連携システム」の導入について、今まだ導入している事業所が少ないということで、活用していけるといいと事業所としては感じているところです。導入に向けたPRや、どんなメリットがあるのか、メリットがあればデメリットもあるのですが、そういうところをしっかりと事業所にご案内していただくような仕組みができるといいと思っています。

令和6年度の目標が3事業所ということですが、市の方で導入している事業所把握されているのでしょうか。

#### ●事務局

まず、「ケアプランデータ連携システム」の概要について申し上げますと、国民健康保険中央会が提供するシステムで、居宅介護支援事業所とサービス事業所との毎月のケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組みです。令和5年4月から本格運用されていて、国の研究成果によりますと、ケアプランのやりとりにかかる業務時間を約3分の1に抑えることができるとも言われております。本市におきましても、これまでのケアマネ研修会や、集団指導等で、周知させていただいております。導入事業所が多いほど負担軽

減効果が大きくなるため、今後は、国民健康保険連合会にセミナーの開催など検討しながら事業所のシステム導入を促進していきたいと思っております。事業所の導入状況は、国がホームページで掲載しております、現状では1事業所という状況です。

●委員

1つの事業所だけが導入しても何の効果もないというものですので、他の事業所は導入に向けてどんな意見があるのかというところをお聞きしたいです。

●会長

他の事業所の方々、このシステムの導入について何かご意見はございますでしょうか。

●委員

「ケアプランデータ連携システム」については、やはり多くの事業所が利用しないとよりメリットがないものだと思いますが、先ほど委員がおっしゃっていたようにデメリットについては具体的にどのようなデメリットか気になりますが、デメリットはあまりないのではと認識しています。社会福祉協議会としては、1事業所として来年度導入する方向で決めています。計画の資料を見て導入事業所の計画数値、これが今1事業所として、令和6年度に3、令和7年度に9、令和8年度に27と、毎年度3倍になっていますが、これだとなかなかこれを見た事業所、そこまで多くの事業所が導入しないように見えてしまうのですが、社会福祉協議会1事業所としては来年度導入して、もっと事業所が増えてほしいと思います。これは、事業所番号ごとにカウントという解釈だと思うのですが、例えば、私たちの場合は、居宅介護支援、訪問介護、通所介護ですので、3事業所というカウントになるということだと思いますが、そう考えると、もっと目標数値を増やしていいのではないかと感じています。先ほどセミナーで説明していくということでしたので、その時に今導入されている事業所、デメリット含めて、そういったところを共有していければ、よりシステム導入が達成できて生産性の向上や負担軽減につながっていくことを期待しているところです。他の事業所の導入に際して、感じたこと等については発信していければと思います。

●会長

私も少し理解できていないところがあるのですが、このシステムの導入は、居宅介護事業所だけではないということでもよろしかったですか。

●事務局

居宅介護支援事業所とサービス事業所との間でやりとりするものなので、双方で利用されることによって、やり取りがオンラインでというものになります。目標値は、国におい

て令和8年度の目標値として市町村管内の3割と掲げられており、これを光市に当てはめたときに、対象となる事業所が約90事業所ありますので、3割の27事業所を令和8年度の目標に設定し、そこに向けて段階的に、令和6、7年度を3事業所、9事業所と刻んで設定しています。

●会長

居宅介護支援事業所でケアプランを立てて、サービスを利用される事業所も事業所数にカウントされるということであれば、委員のところだけでもう3事業所になるのではないのでしょうか。

●委員

指定された事業所番号ごとに、1事業所というカウントになります。

●委員

「ケアプランデータ連携システム」を実際に事業所として導入していく上で、内容はなんとなく分かるのですが、具体的に誰の業務のどこをどう生産性の向上に繋げられるのかというところの事業所の理解が実はまだ進んでいないように感じておまして、ケアマネ研修会のような場では、十分な説明がされていると思うのですが、事業所がそのことをよくわかっていないというのが、進まない原因ではないかと推測するのですが、そのあたりの具体的な費用対効果等が示されている資料か何かありますでしょうか。

●事務局

簡単なパンフレットのようなもので、国・県が作成しているものがありまして、介護保険系の窓口にも置いていますが、メリットとしては、データをドロップするだけで、アップロードできたり、記載ミスや転記ミスが減ることが挙げられます。

●会長

47ページの「介護認定調査の市職員による点検実施割合」「ケアプランの点検件数」、48ページの「医療情報との突合・縦覧点件月数」は新たに設定された目標指標ですが、目標値はどのように設定されたのでしょうか。また、これらの指標の現状値はどのくらいでしょうか。

●事務局

新しく設定した4つの指標の目標値の考え方、現在の数値がどのくらいかということですが、「ケアプランデータ連携システム」は先程申し上げた通りです。47ページの指標の上から2番目「介護認定調査の市職員による点検実施割合」につきましては、介護認定

調査は介護認定申請をされた方の心身の状況を確認する調査で、介護認定を行う上では必須となっています。光市では介護施設に入所されていて、重度の介護度の方など一部委託をして調査を行っていますが、基本的には市の調査員が調査を行っています。こうした調査の平準化を図り、適正な認定を行うために、現在も調査員が作成した調査票を市の職員、保健師などが全て点検を行っております。今後も点検を全てにおいて継続実施するために、目標値を100%と設定しています。「ケアプラン点検の件数」につきましては、ケアマネさんが作成するケアプランや、サービス事業所が作成するサービス計画を市の職員が点検するというものです。サービスの利用状況などからプランを一定数抽出して、近年は年間で30件程度点検しております。今後も継続実施するために目標値を30件に設定しております。48ページの上、「医療情報との突合・縦覧点検月数」についてですが、まず「医療情報との突合」というのは、後期高齢者の医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合して、医療と介護の重複した請求を防止するというものです。「縦覧点検」は、複数月にわたる介護報酬の請求明細の内容を確認して、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うというものです。いずれも国民健康保険連合会に委託をして毎月実施しておりますので、今後も継続して実施するというものです。

●会長

目標が達成できるように取り組んでいただきたいと思います。  
他にご意見がありますでしょうか。

●委員

全体的な意見でいえば、人材確保について何か検討していることがあればお聞きしたいです。

●事務局

前回の会議での説明の繰り返しにはなりますが、このたびの介護保険法改正により、生産性の向上が都道府県を中心とした取組とされている中で、県と連携していきながら業務の効率化、負担軽減、人材の定着を図っていきたいと考えています。また、事業者と連携して取組を検討するということで、市の出前講座のメニューの中で、介護の仕事の魅力を知ってもらう機会として、人材確保に向けて検討してやっていきたいと考えています。

●会長

人材確保の問題は光市だけではなく、山口県、全国、どこも同じ問題を抱えていると思います。何か良い方法があればよろしくお願いします。

本日は、これにて終了したいと思います。

(3) その他

今後のスケジュールについて

※次回会議 令和6年度中に1回開催予定（令和7年3月頃）

※閉会挨拶 福祉保健部長